

## I. 令和2年度関税改正を巡る諸情勢

平成の30年余りの間、社会や経済のグローバル化やICT化を背景として、関税政策や税関行政を取り巻く環境は大きく変化し、貿易量、輸出入申告件数、訪日外国人旅行者数、経済連携協定数等は増加した。

財務省及び税関は、グローバル化の一層の進展やAI等の更なる技術革新等が予想される令和の時代においても、こうした環境変化に的確に対応し、適切な関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」「貿易円滑化の推進」を着実に果たしていく必要がある。

令和元年はG20大阪サミット、即位礼正殿の儀、ラグビーワールドカップ日本大会等の国際行事が開催され、各国の要人を含む訪日外国人旅行者数は堅調に推移している。来年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、迅速な通関及びテロ対策や覚醒剤等の密輸阻止を両立する水際取締りによって「安全・安心な社会の実現」を図るため、税関の体制の整備・充実、先端技術を活用した検査機器の導入、事前情報等の活用を一層進めていくことが重要である。

本年1月には国際観光旅客税法が、また、10月には消費税率引上げと軽減税率制度が実施された。徴収機関としての税関の役割が一層重要性を増す中、金の密輸阻止を含め、「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」に引き続き努めていくことが求められている。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)や日EU経済連携協定等につき、来年1月の日米貿易協定の発効後には、貿易総額に占める協定の発効済・署名済の国・地域との貿易額の割合が半分以上となる。我が国は自由で公正な経済秩序の構築を進めており、こうした協定の発効は「貿易円滑化の推進」の観点からも重要であるとともに、一層の利用促進にも取り組むべきである。さらに、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)等の経済連携協定の交渉を前進させるとともに、こうした国際環境の変化等を踏まえ適時に関税制度を整備していくことが重要である。

## II. 令和2年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和2年3月31日に適用期限が到来する

416品目に係る暫定税率について、その期限を令和3年3月31日まで延長することが適当である。

## (2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度については、対象となる品目がWTOドーハ・ラウンド交渉や、経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和2年3月31日に到来する適用期限を令和3年3月31日まで延長することが適当である。

## (3) 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、暫定税率によってWTO協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、輸入急増時の安全弁として設けられた我が国独自の制度であり、毎年度の関税改正において、適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、我が国に輸入される牛肉及び豚肉の99%超はEPA締約国産又は米国産であり、EPA締約国産の牛肉及び豚肉については、各EPAに設けられたセーフガードの対象となっている。来年1月の日米貿易協定の発効後には、米国産の牛肉及び豚肉についても同協定のセーフガードの適用対象となり、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、措置しないことが適当である。

## (4) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、平成2年の輸入自由化以降、砂糖の国内需要を代替して、輸入量が増加傾向にある。

TPP11において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、TPP11発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること、加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること、加糖調製品の輸入量が増加傾向にあること、甘味資源作物の生産費削減に努めていること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、令和2年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の

砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況等について農林水産省に説明を求め、検証することが適当である。

#### (5) 航空機部分品等の免税制度

我が国の航空機産業と宇宙産業においては、国際共同開発への参画、新規国産ジェット旅客機及びH3ロケットの開発、民間企業による宇宙ビジネスの拡大が進められているところであり、国際競争力の更なる強化が必要となっている。

しかし、その製造に際し、国産困難な部分品等は輸入に依存しており、本制度は、航空機部分品等の免税輸入を通じて、コストの軽減に資するものとなっている。

こうした点を踏まえると、令和2年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度については、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長することが適当である。

#### (6) 加工再輸入減税制度

安価な海外製原材料による製品の輸入が増加している我が国の繊維・皮革産業においては、加工再輸入減税制度を利用し、国産の材料を一旦輸出して海外で加工した後、再び輸入することで生産コストを削減し、競争力の強化を図っている。

令和2年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度については、国産材料の利用促進と産業全体の活性化の観点から、その適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長することが適当である。

#### (7) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄における各種税制上の特例措置が設けられており、関税制度上の特例措置として、特定免税店制度が講じられている。

令和2年3月31日に適用期限が到来する特定免税店制度については、沖縄の観光振興及び雇用促進に一定の効果があること等に鑑み、沖縄振興特別措置法の適用期限である令和4年3月31日まで2年間延長することが適当である。

## 2. 個別品目の関税率の見直し

輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、国内産業の競争力強化等の観点から、自動車安全部品用イグナイター等5品目について、基本税率を無税とすることが適当である。

(参考) その他の4品目は、CHDM (1,4-シクロヘキサジメタノール) (自動車部品や化粧品容器等に使われる機能性樹脂の原料)、3,5-DMP (1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキシド) (ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用される触媒の原料)、アルキルベンゼン (合成洗剤等の原料) 及びリバーレース (極細の糸を数万本使用したレース)。

### 3. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

#### (1) とん税及び特別とん税

とん税及び特別とん税は、外国貿易船の我が国開港への入港の事実をとらえて課される流通税の一種であり、厳しい財政事情の中、一般財源として国及び地方にとって貴重な財政収入となっている。

とん税及び特別とん税の課税標準は外国貿易船の純トン数であり、その税率は、外国貿易船の開港への入港ごとに納付する都度納付の税率（1トンあたり36円（とん税16円、特別とん税20円））と開港ごとに1年分を一時に納付する一時納付の税率（1トンあたり108円（とん税48円、特別とん税60円））の2種類がある。一時納付の税率は、外国貿易船の入港回数の実績ととん税負担とのバランスを考慮して、都度納付の税率の3倍と定められ、年間4回以上入港する場合、入港1回あたりのとん税額及び特別とん税額が、結果として、軽減される仕組みとなっており、税率は、昭和39年に現行水準に引き上げて以降、我が国港湾の国際競争力に配慮し、維持されている。

（参考）諸外国（米国、英国、豪州、中国等）にも我が国のとん税制度に類似した制度が存在しており、米国、英国、豪州、中国等では一時納付に相当する仕組みも設けられている。

#### (2) 国際コンテナ戦略港湾政策

我が国港湾を取り巻く状況に目を向けると、世界全体の貿易量が増加する中、コンテナ貨物船の大型化や近隣国港湾の国際競争力強化等を背景として、コンテナ貨物定期船の入港数は減少している。

こうした状況を受け、国土交通省としては、コンテナ貨物定期船の入港数の維持・拡大を図るため、平成23年以降、国際コンテナ戦略港湾政策の下、国際戦略港湾（京浜、阪神、名古屋及び四日市港）への集貨、物流施設や高規格コンテナターミナルの整備の集中化、入港料等の入出港に係る費用の低減等の取組を進めてきた。

しかしながら、我が国の国際戦略港湾の競争力については、釜山港等の近隣諸国の競合港と比較すると劣後しており、国土交通省としては、同政策を一層推進するため、特に、欧州・北米航路におけるコンテナ貨物定期船の国際戦略港湾への入港数の維持・拡大を重点的に図る観点から、今般、港湾法の一部を改正する法律案を第200回国会（臨時会）に提出し、成立したところである。

#### (3) 特例措置の創設

そのような中、国際戦略港湾の競争力の強化の観点から、入出港に係る費用の一つとして、とん税及び特別とん税の税負担の状況を見ると、コンテナ貨物定期船の入港の実態からは、韓国、中国等を結ぶ近距離航路の場合、年間の平均入港回数は10回

を超えている一方、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船の場合、長期間にわたる航海により同一船舶の入港回数が少なくなるため、年間の平均入港回数がそれぞれ4回、5.2回となっており、一時納付の利用に際し、両航路の間でコンテナ貨物定期船の積載量1トンあたりの税負担は約2倍の開きとなっている。

こうした状況に着目し、両航路間の一時納付に係る税負担を同程度のものとし、もって、国際戦略港湾の競争力を高めるため、欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船に係る一時納付について特例措置を創設し、開港ごとに1年分を納付する場合の税率を現行の1トンあたり108円から54円（とん税24円、特別とん税30円）に軽減することが適当である。

また、特例措置の実施期間については、長距離かつ定期運航される欧州・北米航路の利用者の予見可能性や制度の安定性の観点から、一定期間継続される必要がある一方で、コンテナ貨物定期船の国際戦略港湾への寄港を維持・拡大するとの政策的な要請を踏まえ、その効果を検証し、必要に応じ、見直しをしていく観点から、恒久的な措置とすることは妥当ではないことを勘案すると、当分の間の措置とすることが適当である。

さらに、上記の政策的な要請の実現に向けて、とん税及び特別とん税の特例措置の効果を検証していくとともに、曳船料等の入出港に係る費用についても不断の見直しが必要である。この点、国土交通省は今後概ね5年以内に国際戦略港湾へのコンテナ貨物定期船の寄港を充実させることとしており、その状況等について年一回程度点検を行うこととしていることから、毎年度、国土交通省に説明を求め、検証を行っていくことが適当である。

#### 4. 納税環境の整備

令和2年度税制改正においては、①無申告加算税の賦課決定の期間制限、②還付加算金、延滞税等の特例基準割合、③外国当局に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について見直しが行われることとなっていることから、関税についても以下の改正を行うことが適当である。

##### (1) 無申告加算税の賦課決定の期間制限

関税の納税申告をせずに税関長の決定が行われる場合、この決定の後、無申告加算税の賦課決定の期間制限（原則5年）が終了する間際に、修正申告書の提出がされる場合等があり得ることから、無申告加算税の賦課決定の期間制限が終了する間際（3月以内）にされた修正申告書の提出等の日から3月を経過する日まで、その賦課決定を可能とすることが適当である。

##### (2) 還付加算金及び延滞税の特例基準割合

関税法における還付加算金及び延滞税の特例基準割合（注）については、租税特別措置法に規定する特例基準割合とされていることから、内国税における特例基準割合の引下げ等に伴い、関税法についても見直しを行うことが適当である。

（注）貸出約定平均金利（前々年10月～前年9月の各月の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合）に年1%を加算した割合をいう。令和元年分の還付加算金及び延滞税の割合は1.6%。

### （3） 外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限

税関が外国当局等に対して情報提供の要請を行う場合、その回答に相当の期間を要し、更正決定等の期間制限（原則5年）を徒過する場合もあり得ることから、外国当局等に対する情報提供要請を行う場合には、当該要請から3年間、更正決定等を可能とすることが適当である。

（参考）内国税における納税環境整備の概要

#### （1） 無申告加算税の賦課決定の期間制限

納税申告をせずに税務署長の決定を受けた後に行う修正申告書の提出又は期限後申告書の提出が、加算税の賦課決定の期間制限（原則5年）の終了間際に行われる場合に、当該期間制限内に加算税の賦課決定ができず、加算税を賦課できない事案が生じていることを踏まえ、更正決定等を行うことができなくなる日前3月以内にされた申告書の提出がされた日から3月を経過する日まで、加算税の賦課決定を可能とする。

#### （2） 還付加算金、延滞税等の特例基準割合の引下げ等

現下の市中金利の実勢を踏まえ、租税特別措置法における還付加算金、延滞税（納税の猶予等の場合）等の特例基準割合の引下げ（令和元年分1.6%→1.1%）等を行う。

#### （3） 外国当局に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限

税務当局が外国当局に対して情報の提供を要請する際、その回答には相当の期間を要する必要があるため、税務当局が外国当局に対して情報提供の要請を行った場合には、当該要請から3年の間、更正決定等を可能とする。

## 5. その他

### （1） 入国者が携帯又は別送するアルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

入国者が携帯又は別送して輸入するアルコール飲料については、税関手続の簡素化及び迅速化を目的として、関税、酒税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した簡易税率を適用しており、入国者の利便のため、100円刻みで設定している。

来年10月に酒税率の見直し（ワイン80→90円/ℓ、清酒120円→110円/ℓ等）が行

われることから、簡易税率の水準について検討した結果、現行の水準（蒸留酒（焼酎等）300 円/ℓ、その他のもの（ワイン等）200 円/ℓ）を維持することが適当である。

## (2) 入港手続の対象船舶等の見直し

我が国に入港する船舶及び航空機については、①外国貿易船等、②特殊船舶等、③公用船等に区別し、①及び②については入港のための税関手続が定められているが、③については入港手続が不要である。外国の軍艦、海上保安庁の船舶等は公用船等として指定されているが、自衛隊の船舶等は指定されていない。

自衛隊については、平成 19 年に国際協力等の海外活動が本来任務に位置づけられるとともに、その海外派遣は増加しており、自衛隊の任務や海外活動の現状に鑑みれば、自衛隊の船舶等について、外国の軍艦、海上保安庁の船舶等と同様に公用船等として指定し、入港手続の対象から除外することが適当である。